

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月23日 現在)

参考3

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
穀類	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
	大豆	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧塙本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達埼村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧塙本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川(のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川(のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川(うち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川(のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川(のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川(のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、椿枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬沢、常葉町塙原、常葉町山根並びに市内有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2093林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塙村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水内村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(日銀町字月館(月館ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月銀町御代田(北、東、西及び新堀に限る。)、旧掛田町(雪山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、普ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町柱田(挿田、平、宮ノ内、前田、稻荷寺、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧塙本村(梁川町大閑(寺詔、清水寺、松平、久保、楳塙、里ヶ千、山ノ口、宝木沢、笠石及び上台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧鹽山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小坂町、旧塙沢村、旧木井村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧薩合村の区域に限る。)、国見町(旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタガゴ、エゾソイアイナメ、キツネメバル、クロウソシタ、クロイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガソカ、ニベ、ガマガレイ、ハバゲリ、ヒガソウ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガイ、マダラ、マツカツ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビンソンガレイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において調査されている牛について、県外への移動(12月龄未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月23日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線
	スズキ	で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綿取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごこみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)
	穀類	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線
水産物	クロダイ	で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、各取川のうち秋保大溝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀧川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜塙への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月23日 現在)

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそて(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月23日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域以外		
原乳		<p>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴来村、下郷町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 須賀市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(山木屋の区域のうち、鳥海、大内、川子及び鹿島を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) H23.3.21～6.8解除: 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、三春町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、大栄町、猪苗代町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳倉村、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
ホウレンソウ、カキナ		<p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪苗代町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
その他すべて		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪苗代町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
アブラナ科の花壠類(ブロッコリー、カリフラワー等)		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村 H23.3.23～5.11解除: いわき市 H23.3.23～5.25解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
カブ		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
野菜類	<p>原木しいたけ(露地栽培)</p> <p>原木しいたけ(施設栽培)</p> <p>キノコ類(野生のものに限る。)</p>	<p>H23.4.18～: 福島市</p> <p>H23.4.25～: 木曾岬町</p> <p>H23.4.13～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.10.18～: 二本松市</p>
原木ナメコ(露地栽培)		<p>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</p>
たけのこ		<p>H23.9.6～: 棚倉町、古殿町(※重複箇所に属する野生キノコに限る。)</p> <p>H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
わさび(畑において栽培されたものに限る。)		<p>H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H23.3.29～: 福島市、桑折町</p>
くさそてつ(こごみ)		<p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町</p>
たらのめ(野生のものに限る。)		<p>H24.5.2～: 川俣町、古殿町</p>
ふきのとう(野生のものに限る。)		<p>H24.5.7～: 田村市、古殿町</p>
こしあぶら		<p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p>
ぜんまい		<p>H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町</p>
わらび		<p>H24.5.17～: 福島市、伊達市、川俣町、国見町</p>
ウメ		<p>H24.6.6～: 南相馬市</p>
ユズ		<p>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</p>
クリ		<p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p>
キウイフルーツ		<p>H24.1.10～: いわき市</p>
		<p>H23.12.9～: 相馬市、南相馬市</p>

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年1月23日現在

福島県		出荷制限
種類	小豆	H25.1.4～：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	大豆	H24.12.25～：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～：福島市(旧高田村及び川平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧赤川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)
	米（平成23年産）	H23.11.17～：福島市(旧小浜村の区域に限る。) H23.11.29～：伊達市(旧高田村及び旧月潟村の区域に限る。) H23.12.5～：福島市(旧高田村の区域に限る。) H23.12.8～：二本松市(旧赤川村の区域に限る。) H23.12.9～：伊達市(旧佐野村及び旧高田村の区域に限る。) H23.12.19～：伊達市(旧堀本村の区域に限る。) H24.1.4～：伊達市(旧堀本村の区域に限る。)
	米（平成24年産）	福島県庁舎前、柳葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区高倉字柳ヶ峰、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字東御岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田越並びに市内全国有林地森林管理署2004林班から2087林班まで、2089林班の一部、2091林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区片倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字東御岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田越並びに市内全国有林地森林管理署2004林班から2087林班まで、2089林班の一部、2091林班まで及び2999林班から2995林班まで及び2121林班の区域を除く。)、福島市(福島市(感利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松新郷ノ内に限る。)、旧掛田町(雲山町月館字(横ノ下、松樹川原、川向及び舟ノ瀬に限る。)及び月館町御代田ノ北、東、西及び新郷ノ内に限る。)、旧掛田町(雲山町月館字(横ノ下、松樹川原、川向及び舟ノ瀬に限る。)及び月館町御代田ノ北、東、西及び新郷ノ内に限る。)、旧住沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東源町、西原町、及み平井、平井、菅原寺、砂子下及び渡瀬に限る。))、旧坂本村(栗原町大原(寺越、清水、清水沢、久保、櫛原、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上り台を除く。)、栗原町新田及び栗原町鶴谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧豊山村、旧手小寺及び旧宮野村(栗原町八幡に限る。)、二本松市(旧川沈村(川沈及び米沢に限る。)、旧岳下村、郡山市(旧小浜町(岩代町)及び旧田村(真和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧合合村の区域に限る。)及び須賀川町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.7.26～一部解除：川町及び旧月潟村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館字(横ノ下、松樹川原、川向及び舟ノ瀬に限る。)及び月館町御代田ノ北、東、西及び新郷ノ内に限る。)、旧掛田町(雲山町月館字(横ノ下、松樹川原、川向及び舟ノ瀬に限る。)及び月館町御代田ノ北、東、西及び新郷ノ内に限る。)、旧住沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東源町、西原町、及み平井、平井、菅原寺、砂子下及び渡瀬に限る。))、旧坂本村(栗原町大原(寺越、清水、清水沢、久保、櫛原、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上り台を除く。)、栗原町新田及び栗原町鶴谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧豊山村、旧手小寺及び旧宮野村(栗原町八幡に限る。)、二本松市(旧川沈村(川沈及び米沢に限る。)、旧岳下村、郡山市(旧小浜町(岩代町)及び旧田村(真和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧合合村の区域に限る。)及び須賀川町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
水産物	イカゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全城 H23.6.～：秋元湖、楠原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(諫川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.17～：真野川(支流を含む。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。) H24.3.29～：太田川(支流を含む。) H24.4.5～：鰐川(支流に限る。) H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし鰐川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.6.7～：福島県内の久慈川(支流を含む。) H23.6.17～：真野川(支流を含む。) H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29～：秋元湖、楠原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(諫川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし鰐川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～：福島県内の阿武隈川のうち猪苗川の上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。)
	ウナギ	H24.6.8～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。) H24.4.12～：諫川(支流に限る。) H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楠原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(諫川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)
	コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楠原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(諫川との合流点から上流の部分に限る。)
	フナ(養殖を除く。)	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	アカメ	アカメ アガタレイ アガタラクマ イナゴ(稚魚を除く。) イカゲレイ ウスヌバル ウタナゴ エイソニアメ ギツメバレー クロウシノシタ クロソイ クロダイ ケンシカジカ コヨシカスベ サカラマス サゴウ シロメバル ストウダラ ヌヌ ニベ ヌカガレイ バガレイ ヒシナフ ヒラメ ホウボウ ホウヅレイ マナゴ マリレイ マコガレイ マコチ マコラ ムシガレイ ムシイ ミタガレイ ビスガイ キヌラサキウニ ナツカ マツカワ ホシザメ ショウサイフグ
	牛の肉	H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海岸 H23.5.21～一部解除：全城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)
肉	イノシシの肉	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、大玉村、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、磐梯村 H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鮫石村、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鶴川村
	クマの肉	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鮫石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、磐梯町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鶴川村
	ヤマドリの肉	H24.11.13～：全城

* ■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成25年1月23日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、南上町	
水産物 マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部村尻燈台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた地域	
岩手県		出荷制限
たけのこ	H24.5.31~: 一関市、奥州市	
原木くりた(露地栽培)	H24.4.12~: 一関市、奥州市	
	H24.4.13~: 鶴前高田市、住田町	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.20~: 大船渡市	
	H24.4.25~: 一関市、象石市、奥州市、平泉町、大船町	
	H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、釜ヶ崎町、山田町	
	H24.5.10~: 鶴岡市	
原木なめこ(露地栽培)	H24.10.19~: 大船渡市、象石市	
	H24.10.23~: 鶴前高田市	
野菜類	H24.10.12~: 一関市、奥州市	
	H24.10.15~: 一関市、鶴前高田市、平泉町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16~: 象石市	
	H24.10.19~: 岩手県市	
	H24.10.20~: 大船渡市、釜ヶ崎町	
こしあぶら	H24.5.17~: 奥州市、花巻市	
せり(野生のものに限る。)	H24.5.30~: 一関市、奥州市	
ぜんまい	H24.5.18~: 一関市、奥州市	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18~: 奥州市、鶴前高田市	
雜穀 大豆	H25.1.4~: 一関市(田畠清水村の区域に限る。)	
穀類 ソバ	H24.11.13~H24.12.12一部解除: 奥州市(田畠村の区域に限る。)、一関市(田畠原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物 スズキ クロダイ マダラ イワナ(養殖を除く。)	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上青森宮城県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2~H25.11解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ウグイ	H24.5.11~: 鶴井川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)	
肉 牛の肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H23.9.1~H23.20一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.5.10~: 金城 H24.7.20~: 金城 H24.10.22~: 金城	
宮城県		出荷制限
たけのこ	H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.5.29~: 順真郡	
	H24.1.10~: 白石市、角田市	
	H24.3.15~: 丸森町	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.5~: 芦田町 H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町	
野菜類	H24.4.12~: 順真郡 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.21~: 仙台市、東松島市 H24.4.27~: 仙台市、伊達市、伊具郡 H24.5.7~: 川崎市、大船町、喜多方市、猪苗町 H24.5.8~: 色麻郡 H24.5.10~: シケ首町 H24.5.18~: 大崎町 キノコ類(野生のものに限る。)	
	H24.10.18~: 順真郡、大崎市	
<さそつ(にごみ)	H24.4.27~: 大崎市、順真郡	
こしあぶら	H24.5.5~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町	
ぜんまい	H24.5.11~: 順真郡、丸森町 H24.5.17~: 大崎市	
雜穀 大豆	H25.1.4~: 順真郡(田舎田村の区域に限る。)	
穀類 ソバ	H24.11.16~H25.1.1一部解除: 順真郡(田舎田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物 クロダイ	H24.12.14~: 大崎市(第一号付近の区域に限る。)	
スズキ	H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上宮城宮城県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
イワナ(養殖を除く。)	H24.10.25~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.5.30~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
	H24.5.2~H25.1.17解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)	
ヒガングフ	H24.5.8~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋海岸最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の大河川(支流を含む。) H24.5.19~: 宮城県内の内川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.20~: 正岡川の2から鳴子大河の上流(支流を含む。)及び追川(支流を含む。)及び二追川の2から荒川界谷の上流(支流を含む。)	
ウグイ	H24.5.22~: 一追川の2から花山大河の上流(支流を含む。)及び新石川の2から金華ダムの上流(支流を含む。)	
肉 牛の肉 インシの肉 クマの肉	H23.7.28~H23.19一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.5.22~: 角田市、丸森町、平泉町 H24.6.29~: 金城(上越境を除く。)	
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10~: 金城	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23~4.10解除: 全域	
野菜類 ハウレンソウ カキナ パセリ	H23.3.21~4.11解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市	
タケノコ	H23.3.21~4.11解除: 全域 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、真壁町、所沢町	
野菜類	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 茨城県、阿見町	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.8~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 茨城県	
こしあぶら	H24.5.10~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イヌクレイ	H24.6.1~: 宮城県宮城海岸線上島根宮城県界の正東の線、我が国固有的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スキ	H24.4.17~: 宮城県宮城海岸線上島根宮城県界の正東の線、我が国固有的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロノバル	H24.4.13~: 宮城県宮城海岸線上島根宮城県界の正東の線、我が国固有的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17~: 宮城県宮城海岸線上島根宮城県界の正東の線、我が国固有的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.4.19~: 宮城県宮城海岸線上島根宮城県界の正東の線、我が国固有的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17~: 宮城県宮城海岸線上島根宮城県界の正東の線、我が国固有的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモリカズベ アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.6.1~: 大河川(2から荒川界谷の上流(支流を含む。)及び二追川(支流を含む。)及び二追川の2から金華界谷の上流(支流を含む。))及び利根川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)	
キンブナ ウナギ	H24.4.17~: 花川(2から利根川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。))及び利根川(支流を含む。)	
肉 インシの肉	H23.12.2~H23.12.21一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシの肉を除く。)	
福島県		出荷制限
	H23.3.2~4.10解除: 以下の地域以外	
	H23.3.2~4.10解除: 古河市、高萩市、坂東市、八千代市、猪俣町	
	H23.6.2~H24.5.2解除: 常陸太田市、常陸大宮市	
	H23.6.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町	
	H23.6.2~H24.6.5解除: 鉢田市	
	H23.6.2~H24.7.24解除: 戸市	
	H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市	
	H23.6.2~H24.9.12解除: 立石市	
	H23.6.2~H24.10.5解除: 茨城町	
	H23.6.2~H24.10.11解除: つくば市	

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月23日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、猿谷町 H23.3.21~4.21解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、荒子町、那珂川町 H24.4.2~: 鹿沼市 H24.4.2~: 矢板市 H24.4.15~: 大田原市 H24.4.28~: 大田原市 H24.10.10~: 塩谷町 H24.10.12~: 那須烏山市 H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.8.13~: 矢板市	
タケノコ	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、荒子町 H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 栃木市、壬生町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 大田原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.17~: 大田原市、矢板市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.19~: 芳賀町、那須町 H24.4.21~: 大田原市 H24.4.23~: 壬生町 H24.4.28~: 真岡市 H24.11.29~: 日光市 H24.3.1.7~: 鹿沼市、矢板市 H24.3.1.8~: 大田原市、那須塩原市 H24.3.1.9~: 足利市、鹿沼市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.1.5~: 矢板市 H24.4.1.8~: 塩谷町 H24.4.1.9~: 那須烏山市 H24.4.11.14~: 那須塩原市、日光市 H24.4.10.4~: 矢板市 H24.10.15~: 那須町 H24.10.25~: 依野市 H24.4.1.2~: 鹿沼市 H24.4.1.3~: 矢板市 H24.4.1.5~: 壬生町 H24.4.1.8~: 王生町 H24.11.12~: 那珂川町 H24.11.19~: 那須烏山市 H24.12.11~: 大田原市 H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.5.2~: 那須塩原市 H24.5.3~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7~: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.17~: 宇都宮市、日光市 H24.5.18~: 那須塩原市 H24.5.19~: 大田原市 (さそてつ(こみ)(野生のものに限る。) H24.5.27~: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.6.27~: 大田原市、矢板市 H24.6.28~: 那須塩原市 H24.6.29~: 宇都宮市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) こしあぶら(野生のものに限る。) H24.6.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.6.15~: 鹿沼市(野生のものに限る。) H24.6.16~: 依野市 さんしょう(野生のものに限る。) H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市 せんまい(野生のものに限る。) H24.5.27~: 日光市、那須町(野生のものに限る。) たらのめ(野生のものに限る。) H24.5.28~: 那須塩原市 わらび(野生のものに限る。) H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 クリ	
水産物	H24.8.10~H25.1.25解除: 栃木県内の荒川支流のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) ヤマメ(養殖を除く。) イナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	
肉	H24.8.20~: 那須川(支流を含む。) H24.5.7~H24.9.28解除: 大井川(支流を含む。ただし、荒川及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙面ダムの上流及びその支流を除く。) 牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	
その他	H23.8.2~H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.9.2~: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.8.2~: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市	
群馬県		出荷制限
農産物	H23.3.21~4.9解除: 全域 H23.3.21~4.9解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25~: 桐生市、東吾妻町、綿麻村 H24.10.10~: 高山村 H24.10.18~: 安中市 H24.10.23~: 那須町 H24.11.13~: みなかみ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	
肉	H23.8.2~H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2~H23.3.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2~: 金城	
その他	茶 H23.6.30~H24.5.28解除: 頼生市	
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.18~: 桐生町、道町 H24.10.29~: ときがわ町 H24.11.5~: 鹿沼町	
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シュウギク、テンゲンサイ、サンチュ バセリ セルリー	H23.4.4~4.22解除: 加市、香取市、多古町 H23.4.4~4.22解除: 加市 H23.4.4~4.22解除: 加市 H23.4.4~4.22解除: 加市
タケノコ	H24.4.5~: 千葉市、木更津市 H24.4.6~: 美浜子町、道町 H24.4.11~: 印西市、柏市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 鹿嶺町 H24.4.18~: 芦山町	
農産物	H23.10.11~: 美浜子町、道町 H23.11.18~: 道町 H23.12.22~: 佐倉市 原木シタケ(露地栽培)	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.18~: 山武市 H24.11.14~: 富津市 H24.5.18~: 山武市 H24.11.14~: 富津市 H24.12.14~: 富津市	
水産物	キンブナ H24.7.19~: 幸賀沼及び幸賀沼に流入する河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉 H24.11.5~H25.1.18一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶 H23.6.2~: 鹿沼市 H23.8.2~9.7解除: 大網白里町 H23.7.4~H24.5.21解除: 鹿沼市 H23.8.2~H24.5.22解除: 八街市 H23.8.2~H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	
栃木県		出荷制限
その他	茶 H23.6.2~9.2解除: 南足柄市 H23.6.2~9.10解除: 松田町、山北町 H23.6.2~10.14解除: 爰川町、清川村 H23.23~10.26解除: 相模原市 H23.27~10.26解除: 中井町 H23.6.2~11.11解除: 小田原市 H23.8.2~11.10解除: 真鶴町 H23.6.2~H24.10.19解除: 清川旗町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉 H24.11.5~: 全域(佐渡市及び東島南村を除く。)	
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.28~: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.9.20~: 雪井沢町、御代田町 H24.10.1~: 小海町、南牧村 H24.10.11~: 佐久市	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.11.5~: 御殿場市、小山町	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

